

平成24年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	短時間労働者均衡待遇啓発事業		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成19年度		担当課室	短時間・在宅労働課		短時間・在宅労働課長 吉永 和生				
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定/雇用勘定		施策名	II-3-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する						
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用保険法第62条第1項第5号		関係する計画、通知等	<ul style="list-style-type: none"> 「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定) 「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定) 第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定) 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定) 						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇を確保する等、多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備することを目的とする。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等を都道府県労働局に配置する。									
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他									
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求				
		当初予算	474	461	354	428	550			
		補正予算								
		繰越し等								
	計	474	461	354	428	550				
	執行額	351	349	318						
執行率(%)	74.1%	75.7%	89.8%							
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)		
	パートタイム労働法に規定する措置について、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の結果、是正された割合H21 80%以上 H22,23,24 90%以上		成果実績	%	96.50%	96.90%	98.30%	90%以上		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込		
	<ul style="list-style-type: none"> 均衡待遇・正社員化推進プランナーが支援した事業所数 H21,22,23 雇用均等指導員(均衡推進担当)が支援した事業所数 H24 		活動実績 (当初見込み)	人	11,269事業所	10,840事業所 (10,000事業所)	9,696事業所 (8,918事業所)	— (4,459事業所)		
単位当たりコスト	32,784円/件		算出根拠	平成23年度における単位当たりコスト=X/Y X…執行額 317,876千円 Y…活動実績 9,696事業所						
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由						
	諸謝金	313	-	395	-	雇用均等指導員(均衡推進担当)の増				
	職員旅費	3	-	5	-	職員研修の増				
	委員等旅費	22	-	30	-	雇用均等指導員(均衡推進担当)の増				
	印刷製本費	15	7	15	6	印刷部数の減				
	通信運搬費	4	1	5	1	事業主向け講習会の増				
	借料及び損料	12	-	27	-	レンタカー代の増				
	雑役務費	1	-	2	-	事業委員会の増				
	賃金	2	-	2	-					
	保険料	48	-	62	-	雇用均等指導員(均衡推進担当)の増				
		雇用勘定	労災勘定	雇用勘定	労災勘定					
計	420	8	543	7						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	パートタイム労働法の実効性を確保し、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を図る観点から、事業主等に対してパートタイム労働者と通常の労働者の均等・均衡待遇、正社員への転換についての相談、助言、情報提供などによる支援を実施するとともに、雇用均等指導員(均衡推進担当)(均衡待遇・正社員化推進プランナーを再編)等のアドバイス等により事業主の取組を促進することが必要である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	本事業はパートタイム労働法を踏まえたパートタイム労働者の雇用管理改善に対する事業主の自主的な取組を支援するものであり、国(労働局)で実施した方がより効率的である。
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	印刷物の調達を一般競争入札にしたこと、均衡待遇・正社員化推進プランナーが事業所を訪問する際、官用車等を活用したことから旅費がかからなかったこと等のため。
資金の流れ、費目・使途	△	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	一部は一般競争入札で調達しており、その他は会計法及び予算決算及び会計令に基づく少額の随意契約である。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	均衡待遇・正社員化推進プランナーが支援した1事業所当たりの額は、都道府県労働局から四半期毎に報告を受けて把握しているプランナーの活動状況を踏まえて、プランナーのアドバイス等により事業主を支援するために適切な金額を算定している。
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	本事業は、事業主から徴収した労働保険料を財源に、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を図るため、均衡待遇・正社員化推進プランナーのアドバイス等により労働保険適用事業主を支援するものであり妥当である。
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	本事業は、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を図る事業主を支援するための均衡待遇・正社員化推進プランナーのアドバイス等に係る経費で構成されており、必要最低限のものとなっている。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を図る事業主の取組を、専門的な知識や経験を有する均衡待遇・正社員化推進プランナーの個別のアドバイス等により支援するものであり、成果目標を上回っているため、実効性は高い。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	毎年設定している目標を確実に達成している。
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	当初見込みを達成している。
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	-
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	パートタイム労働法に関するパンフレットは、都道府県労働局において必要とする事業主等に適切に配付され、活用されている。
点検結果	パートタイム労働法の実効性を確保する観点から、引き続き事業主等に対してパートタイム労働者と通常の労働者の均等・均衡待遇、正社員への転換についての相談、助言、情報提供などによる支援を実施する必要がある。雇用均等指導員(均衡推進担当)(均衡待遇・正社員化推進プランナーを再編)の活動状況については、都道府県労働局から四半期毎に報告を受けて把握し、パンフレットの印刷については、一般競争入札を実施しているが、事業内容や効率的な実施方法については、検討を行い、必要な見直しを図る。		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	短時間労働者均衡待遇啓発事業については、毎年不用が生じているため、予算と執行の乖離の要因等を精査し、予算を縮減すべき。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	事業実績を踏まえ、印刷部数を見直したことによる削減。		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
<p>・「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)において、「非正規雇用と正規雇用の枠を超え、仕事の価値に見合った公正な処遇の確保に向けた雇用の在り方の実現を目指す。」が記載されている。</p> <p>・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)において、「非正規雇用対策(正規雇用への転換促進、非正規雇用の待遇格差の是正等)~を推進します。」とされており、別添1「施策の具体的内容」においては、「□非正規雇用対策の推進・意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用へと移行できるようにするとともに、就業形態にかかわらず、公正な処遇や能力開発の機会が確保されるようになるなど、非正規雇用対策を推進します。」、「『同一価値労働同一賃金』に向けた均等・均衡待遇を推進」、「パート労働者の均等・均衡待遇の推進」が記載されている。</p> <p>・第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)において、施策の基本的方向として「同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進の取組として、パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の推進など、多様な働き方の雇用の質を向上させるための施策を推進」とされており、具体的施策として「パートタイム労働法に基づく均等・均衡待遇の推進と事業主の取組への支援」「同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇を推進するため、法整備も含めて具体的な取組方法を検討」「パートタイム労働法等関係法令の遵守を徹底させることにより、パートタイム労働者の適正な労働条件の確保」が記載されている。</p> <p>・社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)において、具体的改革内容として「就労促進、ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現」が記載されている。</p>			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	956	平成23年行政事業レビュー	826

※ 金額は平成23年度実績

厚生労働省
318百万円

[運営方針の決定、相談対応、周知啓発]

【一般競争入札・随意契約】

A.都道府県労働局(47局)
313百万円

B.民間会社(3社)
5百万円

事業主からの相談への対応、事業所訪問による短時間労働者の均衡待遇、正社員転換の促進の

[パンフレット等の印刷、発送]

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位:百万円)

A.都道府県労働局			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
諸謝金	均衡待遇・正社員化推進プランナー活動謝金	253			
庁費	均衡待遇・正社員化推進プランナー社会保険料等	43			
旅費	均衡待遇・正社員化推進プランナー活動旅費等	17			
計		313	計		0
B.(株)共立製本マーケティング			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
印刷製本費	パンフレットの印刷	3			
計		3	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.都道府県労働局

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	都道府県労働局	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う均衡待遇・正社員化推進プランナーを都道府県労働局に配置する。	313		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.民間会社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)共立製本マーケティング	パンフレットの印刷	3	10	45.03%
2	(株)あーす	報告書の印刷	1	随意契約	
3	(株)内山回漕店	パンフレット等の発送	1	随意契約	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					